

吉原釜屋町工業団地 地区計画の内容

1 地区計画の方針

名 称		吉原釜屋町工業団地 地区計画
位 置		能美市吉原釜屋町の一部
面 積		約 3. 9 h a
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	本地区は、小松 I C から約 5 k m の地点に位置し、幅員 1 6 m で整備された都市計画道路木曽街道線の海岸側に工場等が立地する交通至便で、自然環境豊かな既存の工業団地である。 既存企業の操業環境の維持増進と立地環境の整備を目的に地区計画を導入し、地域産業の高度化と活性化の拠点として周辺環境と調和した機能的で活力ある産業空間を創造する。
	土地利用の方針	本地区は、安全で魅力的な地域産業拠点を形成するため、現在立地している企業の操業環境を保全し、良好な工業空間を形成する。 また、都市計画道路木曽街道線沿いについては、緑化に努めるものとする。
	建築物等の整備の方針	建築物の用途の混在、敷地の細分化による産業環境の悪化を防止するため、次の制限を定める。 (1) 建築物等の用途の制限 (2) 建築物の敷地面積の最低限度 (3) 壁面の位置の制限 (4) 建築物等の形態又は意匠の制限 (5) 垣又はさくの構造の制限

2 地区整備計画

地区整備計画	建築物等に 関する 事項	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物を建築してはならない。 (1) 建築基準法別表第二(を)項に掲げるもの (2) 図書館、博物館その他これらに類するもの (3) 住宅、共同住宅、下宿及び寄宿舍その他これらに類するもの。 ただし、当地区計画区域内の工場等に従事する者のためのものは、この限りでない。
		建築物の敷地面積の最低限度	1,000㎡。ただし、当地区計画区域内の工場等に従事する者のための住宅、共同住宅、下宿及び寄宿舍その他これらに類するものは、この限りでない。
		壁面の位置の制限	建築物等の外壁又はこれに代わる柱の面から次の各号に掲げる境界線までの距離は、次の各号に掲げる数値以上でなければならない。 (1) 都市計画道路木曽街道線 3 m (2) 隣地境界線 1 m
		建築物等の形態又は意匠の制限	建築物の外壁、屋根及び工作物の色彩は、原色を避け、周囲の環境に調和したものでなければならない。
		垣又はさくの構造の制限	原則として、道路境界から1 mの範囲における垣、さくの設置については、透視可能なフェンスとする。 ただし、コンクリートブロック、レンガ、石積等を設置する場合には、当該地盤面より高さ0.6 m以下とし、これらを透視可能なフェンスと組み合わせて設置してもよい。

「区域は計画図表示のとおり」

理由

交通利便性の優れた既存の工業団地において、地域産業の高度化と活性化の拠点として周辺環境と調和した機能的で活力ある産業空間を創造するため。

区域図

